

建設工事及び建設コンサルタント業務等の契約保証における
履行保証保険の工期延長時の取扱いの変更について（お知らせ）

標記のことについて、下記のとおり取扱いを変更します。

記

<変更前>

受注者は本市に対する保証の変更手続は不要。

<変更後>

受注者は保険会社に工期延長の通知をしたことが分かる書類を契約課に提出する。

※「銀行等（金融機関）の保証」及び「公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証」と同様の取扱い

財政局契約課

工事契約係

直通 803-1157

指導係

直通 803-1195